

4 新生児特定集中治療室(NICU) 5) 小児・周産期病床

新生児特定集中治療室（NICU：Neonatal Intensive Care Unit）における新生児に対する特定集中治療に対して、診療報酬上、特定入院料として「新生児特定集中治療室管理料」の算定が認められている。

表 2-46 新生児特定集中治療室管理料に関する構造設備基準

算定単位	一般病棟の治療室
必要室	専用の新生児特定集中治療室
病室面積	内法 7㎡ / 床以上
必要機器	・救急蘇生装置（気管内挿管セット） ・新生児用呼吸循環監視装置 ・新生児用人工換気装置 ・微量輸液装置 ・経皮的酸素分圧監視装置または経皮的動脈血酸素飽和度測定装置 ・酸素濃度測定装置 ・光線治療器
その他	・自家発電装置を有している病院 ・治療室はバイオクリーンルーム ・手術室と同程度の空気清浄度を有する個室及び陰圧個室を設置することが望ましい

（令 4.3.4保医発 0304 第 2）

5 新生児治療回復室(GCU) 5) 小児・周産期病床

新生児治療回復室（GCU：Growing Care Unit）における新生児に対する治療回復室入院医療に対して、診療報酬上、特定入院料として「新生児治療回復室入院医療管理料」の算定が認められている。

表 2-47 新生児治療回復室入院医療管理料に関する構造設備基準

算定単位	一般病棟の治療室
必要室	特定の治療室
病室面積	基準なし
必要機器（*）	・救急蘇生装置（気管内挿管セット） ・新生児用呼吸循環監視装置 ・新生児用人工換気装置 ・微量輸液装置 ・経皮的酸素分圧監視装置または経皮的動脈血酸素飽和度測定装置 ・酸素濃度測定装置 ・光線治療器
その他	自家発電装置を有している病院

* 当該治療室が新生児特定集中治療室または新生児集中治療室と隣接しており、これらの装置及び器具を新生児特定集中治療室または新生児集中治療室と共有しても緊急の事態に十分対応できる場合においては、常時備えている必要はない

（平 30.3.5 保医発 0305 第 2）

新生児治療回復室入院医療管理料は、新生児特定集中治療室管理料及び新生児集中治療室管理料を算定した期間と通算して 30 日（出生時体重が 1,500 g 以上で、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として入院している新生児にあつては 50 日、出生時体重が 1,000 g 未満の新生児にあつては 120 日、出生時体重が 1,000 g 以上 1,500 g 未満の新生児にあつては 90 日）を限度として算定できる（平 20 厚労告 59）。